

令和8年度 日南市

結婚 新生活 支援事業

日南市では
39歳以下の新婚世帯に

最大
60万円
補助します！

※所得要件あり

日南市で新生活を始める新婚夫婦に対し、住居費や引越費用の一部補助します。
(申請には必ず事前相談をお願いします。)

○事前相談：令和8年4月1日 ～

○申請受付：令和8年6月1日 ～ 令和9年2月28日

対象世帯

- ・令和8年1月1日～令和9年2月28日に婚姻した世帯
- ・夫婦の前年(令和7年)の所得の合計が500万円未満
- ・婚姻日における夫婦の年齢がいずれも39歳以下
- ・夫婦共にライフデザイン支援講座などの所定の講座の受講等を実施 など
→詳細は、裏面をご覧ください。

対象となる経費

令和8年4月1日～令和9年2月28日までの間に、結婚を機に対象世帯が支払った、以下の費用の合計額

1 新居の取得費

※建物のみが対象です
※新築、中古問いません



2 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料



3 新居のリフォーム費用(業者に支払った費用)

※倉庫、車庫に係る工事、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事及び家電製品の購入・設置費用を除きます



4 新居への引越費用(業者に支払った費用)



R8.1.1

R8.4.1

R9.2.28

対象となる婚姻期間

対象となる住宅購入、賃貸契約、居住開始期間

対象となる引越期間

この期間に支払った額が補助対象です

■対象世帯のフロー

令和8年1月1日～令和9年2月28日までに婚姻届を提出していますか？

↓ はい

いいえ

夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下ですか？

↓ はい

いいえ

夫婦の令和7年分の合計所得額が500万円未満ですか？

※ 市区町村が発行する所得証明書で所得を確認してください。
所得証明書は、令和8年1月1日に住民票のあった市町村で取得できます。
※ 貸与型奨学金を返還している場合は、令和7年中の返済額を控除します。

↓ はい

いいえ

夫婦共にライフデザイン支援講座等の所定の講座の受講等を実施されましたか？

↓ はい

いいえ

申請日において、夫婦の住民票の住所が、結婚に伴い新たに生活を送るための日南市内の住宅の住所となっていますか？

↓ はい

いいえ

夫婦の双方又は一方が、過去に日南市や他の自治体で、この制度に基づく補助金の交付を受けていませんか？

↓ はい（を受けていません）

いいえ

夫婦共に市税の滞納はありませんか？

↓ はい（滞納はありません）

いいえ

対象世帯ではありません

対象世帯となる可能性があります。申請窓口までご相談ください。
(受付時間 平日8:30～17:15)

■申請フロー

申請世帯

日南市

①事前相談

②相談票によるチェック

③交付申請

④審査
⑤交付決定

⑥請求書提出

⑦補助金のお支払

<申請窓口・お問い合わせ>

日南市役所 総合政策部 未来創生課（市役所本庁舎3F）
〒887-8585 日南市中心通一丁目1-1 TEL：0987-31-1128

